

「業績優秀者返還免除」業績項目に関するよくある質問

「1. 学位論文その他の研究論文」関係

Q 1. 投稿中の論文、採録決定や Accept された論文は業績として挙げられるか。

A 1. 賞与期間中にその論文が公表されることが原則です。論文の投稿のみは業績に該当しません。ただし、投稿した論文が採録決定や Accept されて、その決定が学会において業績として認知され公開可能な場合は業績として認められます（公表予定日が記載された決定通知書やメール文書等を添付）。

Q 2. 他財団の奨学金は、競争的資金に該当するののか。

A 2. 該当しません。

Q 3. 学内の賞の受賞はどういったものが該当するののか。

A 3. 「学長賞」等の全学で表彰された賞が該当します。研究科内で表彰された「研究科長賞」等は該当しません。

Q 4. 学会発表で、中間報告と最終報告の2回発表があるが、どの時点で分類するののか。

A 4. 最終報告のみを分類してください。

Q 5. 沖縄高専や沖縄国際大等、他の機関での学生研究発表は業績として認められるののか。

A 5. 学術集会発表で分類可能です。

Q 6. 「その他各研究科等で認める業績」で、学術研究優秀者による授業料特別免除は業績として認められるか。

A 6. 認められません。

「4. 著書、データベースその他の著作物」関係

Q 1. びぶりお文学賞は、業績として認められるののか。

A 1. 専攻分野に関連した著書であれば認められます（分類：4（1）ア）。

「7. 研究又は教育に係る補助業務の実績」関係

Q 1. TAに関する証拠書類は、人事異動通知書のみでよいか。

A 1. 人事異動通知書と雇用調書（氏名・研究プロジェクトの名称・授業科目名称）を準備してください（研究科事務担当に要相談）。

Q 2. 理工学研究科（工学系）のエヌ・テック・システム東南アジア派遣助成事業は、業績として認められるのか。

A 2. 研修の位置づけのため認められません。

「9. スポーツの競技会における成績」関係

Q 1. 農学研究科の学生がスポーツ競技会に出場し受賞した場合、業績として認められるのか。

A 1. 専攻分野と関連性があるもの以外は認められません。
例) 保健体育専攻の学生がスポーツ競技大会で優勝した場合は該当

「10. ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」関係

Q 1. ボランティア活動とは何か。

A 1. 本項目におけるボランティア活動は「専攻分野と関連性があり、原則として主体的（自主的）に参加する無報酬の活動」と定義します。
学内外から依頼を受け、報酬を得て従事する場合は原則「7. 研究又は教育に係る補助業務」に分類してください。

Q 2. 証拠書類は何を準備すればよいのか。

A 2. 業績証明書（参考様式あり）、活動証明書（指導教員作成でも可）、参加・修了証明書、表彰状、新聞切抜き（氏名・日付・活動内容が記載）等が考えられます。
専攻分野に関連し、専門知識が必要とされる内容であることが証明できる資料を提出してください。
学会発表等で座長を担当した場合、専攻分野に関連するものは業績として認められます。主催者が学外の場合は学外、共催の場合は学内で分類してください。

11. その他

Q 1. 当該年度の早い時期に貸与が終了（満期・辞退・退学等）するが、返還免除の認定結果が出る前に、返還期日が到来する場合はどうしたらよいか。

A 1. 返還免除を希望する場合は、大学を通じて「奨学金返還期限猶予願」を提出することで、貸与期間の終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予することができます。
※ 学生部学生支援課奨学係で手続きしてください。

以上